

令和6年度 第1回
札幌市新型インフルエンザ等対策有識者会議

日 時 令和6年5月14日（木）19時00分から
会 場 札幌市保健所 2階 大会議室

次 第

1. 開 会
2. 開会の挨拶
3. 説 明 事 項
 - （1）札幌市における主な感染症の発生状況等について
 - （2）感染症対策に係る計画の策定等について
 - （3）（仮称）札幌市保健所健康危機対処計画の策定イメージについて
 - （4）新たな感染症危機に備えた令和6年度推進事業について
4. 閉 会

1. 開 会

○感染症総合対策課長（畠山） それでは、定刻となりましたので、ただいまから令和6年度第1回札幌市新型インフルエンザ等対策有識者会議を始めさせていただきます。

本日はお忙しい中お集まりいただきまして、誠にありがとうございます。

私は、本日の司会を務めさせていただきます、札幌市保健所感染症総合対策課長の畠山でございます。よろしくお願いいたします。

ここからは座ってご説明させていただきます。まず、配付資料の確認をさせていただきます。お手元には次第、座席表、資料1から7、最後に補足資料を配布しておりますのでご確認をお願いします。各資料の右上に資料番号をつけております。

本日の会議は1時間程度を予定しております。また、この会議は札幌市情報公開条例に基づき公開となっておりますことをご了承いただきますようお願いいたします。

本日は北海道庁の村松委員より欠席する旨のご連絡をいただいております。出席委員は9名でありまして、委員の過半数の出席を満たしておりますので、札幌市新型インフルエンザ等対策有識者会議規則に基づき、本日の会議が成立しておりますことをご報告いたします。

2. 開会の挨拶

○感染症総合対策課長（畠山） それでは開会にあたりまして、札幌市保健福祉局医務・保健衛生担当局長の西條よりご挨拶申し上げます。

○医務・保健衛生担当局長（西條） はい。それでは私から開会にあたりまして、ご挨拶申し上げたいと思います。改めて札幌市保健福祉局医務・保健衛生担当局長の西條と申します。委員の皆様におかれましては、ご多忙、ご多用のところ、ご出席を賜り感謝申し上げます。

令和6年度第1回新型インフルエンザ等対策有識者会議の開会にあたりまして、一言ご挨拶申し上げます。本年は、新年早々、能登半島で大震災が発生しまして、多くの方が亡くなられ、被災地では現在でも多くの方が避難生活を余儀なくされております。

札幌市としましても、保健所からは災害時危機管理支援チームを派遣しており、現在でも上下水道の復旧のための支援等を行っております。

新型コロナウイルス感染症の感染症法上の分類が5類に変更されてから1年が経ち、医療提供体制も通常に戻ったところではありますが、地震災害等、この経験を踏まえると、感染症もいどこで発生するかわからないものであり、平時からの備えが大変重要であることを改めて認識したところです。

昨年度は、国の基本指針や新型コロナウイルス感染症への対応を踏まえて、この会議でも貴重なご意見やご助言を委員の皆様からいただきながら、「札幌市感染症予防計画」を昨年度、今年の3月に策定しました。委員の皆様には、この場を借りて改めて感謝申し上げます。

今年度は、「札幌市感染症予防計画」を推進するための事業として研修や訓練等を実施し、

また関係する団体の皆様と「顔の見える関係」を構築できるよう、連携を図ってまいりたいと思っております。

また、国では、有事の際に実施すべき対策の項目等を定めた「政府行動計画」の改定がこの夏に計画されており、私たちも国の動向等をみながら、「札幌市新型インフルエンザ等対策行動計画」の改定、加えて、感染症予防計画を踏まえた保健所・衛生研究所の体制強化も努めていきたいと思っております。そのために、「札幌市健康危機対処計画」の策定を今年度計画しております。

今後の感染症流行への対応危機に備えるためには、委員の皆様方からご支援・ご助言・ご意見、これは欠かせないものと思っております。有識者の皆様と計画や事業の内容等を共有させていただき、委員の皆様からのご意見等を賜わりたく存じます。よろしくお願いいたします。

これをもちまして、開会の挨拶とさせていただきます。本日はよろしくお願いいたします。

○感染症総合対策課長（畠山） それでは、お手元の資料1、委員名簿をご覧ください。

今年度、委員の所属先の人事異動等に伴い、改めて委嘱手続き等をお願いしております。

本日お集まりの皆様の中には初めて顔を合わせる方もいらっしゃいますので、自己紹介をお願いしたいと存じます。恐れ入りますが、名簿順にお名前とご所属をお願いいたします。

それでは井上委員よりお願いいたします。

○井上委員 井上です。昨年度同様よろしくお願いいたします。

○窪田委員 窪田です。厚別区に異動しまして、保健福祉部医事担当部長を受け持っています。よろしくお願いいたします。

○高井委員 北海道大学の高井です。今年度もどうぞよろしくお願いいたします。

○富樫委員 富樫でございます。感染症専門の医者を長い間やっておりました。よろしくお願いいたします。

○多米委員長 多米と申します。中央区で小児科を開業しておりまして、札幌市医師会の副会長という立場で参加させていただいています。よろしくお願いいたします。

○丹羽委員 丹羽といいます。どうぞよろしくお願いいたします。たまたま子供たちの関係でPTAを長くやっていたというご縁から、本年度から町内会長ということになりましたので、こういうお話をまたいろんな形で伝えていきたいと思えます。どうぞよろしくお願いいたします。

○八田委員 この4月から衛生研究所長に着任いたしました八田といいます。よろしくお願いいたします。

○水落委員 札幌市商工会議所の水落と申します。引き続きどうぞよろしくお願いいたします。

○水野委員 北海道電力ネットワーク株式会社道央統括支店の水野と申します。昨年度まで山岸のほうで対応させていただきましたが、人事異動で私に変わりました。どうぞよろし

くお願いいたします。

○感染症総合対策課長（畠山） ありがとうございます。

最後に、札幌市の出席者より自己紹介をいたします。

○医務・保健衛生担当局長（西條） 先ほど挨拶しました西條です。よろしくお願いいたします。

○感染症担当部長（前木） 感染症担当部長の前木です。よろしくお願いいたします。

○調整担当部長（齊藤） 調整担当部長の齊藤でございます。よろしくお願いいたします。

○感染症総合対策課長（畠山） 改めまして、感染症総合対策課長の畠山でございます。よろしくお願いいたします。

それでは本日の議題等をご説明したいと存じます。本会議は、新型インフルエンザ等対策について継続的にご審議いただくため、本市の附属機関として平成30年度より設置しているものとなります。

委員の皆様の任期は、令和6年7月11日までとなっております、本会議に係る会議規則運営要領は、資料2、3としてお配りしておりますので、後ほどご確認いただきますようお願いいたします。

本会議は、今年度第1回目の会議となりますが、委員の皆様の任期中の会議となっておりますことから、昨年度に引き続き多米委員長に議事の進行をお願いいたします。

では、多米委員長、よろしくお願いいたします。

3. 説明事項

（1）札幌市における主な感染症の発生状況等について

○多米委員長 はい、ありがとうございます。委員長の多米でございます。皆さんお忙しい中、ありがとうございます。短い時間ですので早速、スピーディーに会議を進めさせていただきたいと思っております。

本日の会議次第では、説明事項が4題となっております。これらにつきまして順を追って事務局から説明いただき、その後、項目ごとに質疑を行っていきたいと思っております。

それでは事務局、説明をお願いいたします。

○計画担当係長（川西） はい。計画担当係長の川西と申します。今年度もどうぞよろしくお願いいたします。

私から説明事項の一つ目についてご説明差し上げたいと思います。以後、座って失礼いたします。

お配りしております資料の4をご確認ください。説明事項の一つ目といたしまして、札幌市における感染症の発生状況等についてご説明をさせていただきます。

まず、主な感染症の発生状況についてご説明をさせていただきます。一つ目の感染症は昨年、5類化に変更になりました新型コロナウイルス感染症COVID-19の定点あたりの報告数でございます。

こちらは、昨年5月8日に5類化されて以後は、季節性インフルエンザと同様に市内の指定医療機関から1週間当たりの報告数によって感染状況を把握する、いわゆる定点把握の感染症に変更されているものでございます。5類化以後、グラフの通り、二度の流行のピークがございまして、定点あたりの報告数は札幌市の報告数、全国、全道とおよそは同程度で推移をしているような状況でございまして、今年の冬場のピークのあと、減少傾向が続いているような状況でございます。

続いて2ページ目、裏面をご覧ください。続いて季節性インフルエンザの状況でございます。季節性インフルエンザは毎年9月の初旬から翌年の春先まで1シーズンとしておりまして、昨シーズン2023、2024シーズンは新型コロナウイルス流行前以来の大きな流行となりました。

こちら全国、全道と比較しても高い数値で推移をしていたところですが、春先に向けて減少傾向が続いているような状況でございます。

さらにもう1枚おめくりください。今年は、COVID-19とインフルエンザ以外に、主に小児の感染症ではございますが、溶血性レンサ球菌の感染症というものが大きく流行しているところでございまして、こちらのほうをご紹介させていただきます。

こちら昨年末に流行開始基準でございます。定点あたり8を超えてから、何度も基準を超えた報告がなされている状況でございます。今年に入っても、新年一旦数字が下がったところでございますが、その後、基準を超えた数字が続いているような状況でございます。

定点当たりの報告数につきましても、全国と比較しても高い傾向が続いておりまして、全国の約2倍、全道で1.5倍の定点でピークを迎えているような状況でございます。

最新の第18週につきましては、こちらのグラフから若干下がっているところではございますが、ゴールデンウィークを挟んでいる結果というふうになっておりますので、引き続き高い傾向が続いているものと考えておりまして、注意が必要な状況が続いているところでございます。

まず、札幌市で発生している主な感染症ということで、3種類の感染症の発生状況についてご説明させていただきました。

続いて、もう1枚おめくりいただきまして、感染症に対する各種感染症対策の概要についてご説明させていただきます。

まず1枚目でございますが、感染症対策として感染症予防計画の各種感染症対策のところに記載をしている感染症の種類ごとに、こちら、対策内容を記載しているものでございます。その中で、主だった部分についてご説明をさせていただきます。

まず、丸の三つ目でございます。結核の部分でございます。こちら結核については、全数把握の感染症でございまして、結核と診断された方ですとか、あと結核菌に感染をしていますが症状のない方、こういった潜在性の結核の方を対象に登録を行う結核登録者、こちらに対する管理健診ですとか、家族患者家族等への接触者健診というものを毎年度行っておりまして、今年度も引き続き実施する予定としております。

また、結核に係る知識や技術の習得を目的とした研修会というものも毎年度実施しております。こちらを今年度研修会を予定しているところでございます。

次に、H I Vの対策について、こちらは各区保健センターで無料の検査というものを実施しております。こちらを今年度も引き続き実施する予定としております。

また、この有識者会議と同様にエイズの対策推進のための附属機関というものを別に設けておまして、そちらでの情報共有を進めるとともに毎年12月1日が世界エイズデーというものとなっております。こちらに合わせた啓発のイベントというものを実施する予定としております。

最後の1枚、また確認をお願いいたします。こちら、性感染症の対策ということで、先ほどH I Vは各保健センターで無料の検査を実施しているというところでしたが、そのときに合わせて性感染症の中でも梅毒の無料の検査というものを札幌市で実施しているところでございます。こちらを引き続き実施するとともに、特に梅毒は近年増加傾向にございますので、特に若者を対象とした健康教育ということで、市内の大学ですとか専門学校に出向いて性感染症に関する健康教育というものを実施する予定としております。

続いて、風しん、麻しん対策につきまして説明いたします。こちらの風しん、麻しんにつきましてはワクチンの接種というものは、最優先事項となっております。小児の定期予防接種でございますMRワクチンについて接種の勧奨というものを積極的に実施しているところでございます。

またそれと併せまして、風しんにつきましては、妊娠を希望する女性およびそのパートナー、また中高年の男性を対象とした風しんの抗体検査というものを実施しております。こちら風しんの抗体を獲得している割合を国をあげて増やすということをしておりまして、札幌市としてもその事業に取り組んでいるところでございます。

最後、ダニの媒介の感染症でございます。こちらはダニの媒介感染症につきましては、主にはいわゆるホームページ等を活用した感染対策等の啓発というものが主なところでございますが、それ以外に市内で初めて確認されておりますエゾウイルスによるダニの媒介感染症、こういった調査研究の部分で、札幌市も道立衛生研究所等と協力して研究の推進を進めていくということとしております。

以上、簡単ではございますが、感染症の発生状況と主な取り組みの予定についてご説明をさせていただきました。

説明事項1につきましては、以上でございます。

○多米委員長 はい、ありがとうございました。

ただいまの感染症の発生状況につきまして、何か疑問等はございますでしょうか。よろしいですか。C O V I D、コロナもまだ、週に1人ぐらい僕のところも来ていますし、この前も生後12日目コロナ陽性の患者さんが来て入院をお願いするというのもありました。まだまだ注意深く対応しなくてはいけないかなと思っておりますし、現在は今、インフルエンザがほとんどなくなりましたが、溶連菌がすごく流行っております。今日も外来で8

人、9人陽性者がいましたので注意が必要かなと思っております。また、この前、市立札幌病院の感染症の専門の先生とお話しましたが、すごく梅毒が増えているということで、どこなのということになると、いろんなコミュニティがあって移しあって、その人たちが札幌に来てまた移すというようなルートがあるようですので、すごく注意をしていかなくてはいけないなということはおっしゃっていました。

あとは、はしか、麻しんにつきましては富樫先生がご専門ですけれども、一時国内でも関西のほうで出ましたが、北海道内では幸い今回は出なかったということですね。ワクチンを2回やれば必ず防げる疾患ですし、はしかというのはすごく怖い病気ですので、二期の接種割合が95%を超えると感染がすごく安全になるということが言われていますので、我々も含めてきちんと2回ワクチンをしましょうねとお話をしたいと思いますけれども、実はちょっとMRワクチンも不足が言われていまして、十分に供給ができていないという状況でもございますので、そこら辺も注意を払っていかねばいけないなと思っております。何かそのほかご質問等ございますか。よろしいですか。

(な し)

(2) 感染症対策に係る計画の策定等について

○多米委員長 はい、それでは進めさせていただきます。続きまして説明事項の二つ目、事務局から説明をお願いいたします。

○計画担当係長(川西) はい。続きまして、引き続き感染症対策に係る計画の策定等につきまして、計画担当係長の川西からご説明をさせていただきます。

まずは、資料5-1をご確認ください。昨年度、令和5年度でございますが、冒頭の局長がご挨拶をさせていただきましたが、札幌市感染症予防計画を昨年度皆様のご協力をいただきまして、無事に完成することができました。

こちらの感染症予防計画につきましては、感染症危機への備えを目的としたもので、感染症全般の対策という、どちらかというと感染症対策の方針に位置づけられるような計画ということで皆様にご説明を差し上げてきたところでございます。

この感染症予防計画の中で謳っております検査体制の部分、また新たにこの感染症予防計画の策定の中で位置づけられました保健所体制に関する部分で、ここを具体的などういうふうに強化体制を構築していくかという部分につきまして、今年度策定する右下に緑で囲っている部分でございますが、札幌市保健所・衛生研究所の健康危機対処計画、こちらの計画の中で実際に感染症危機に向けて、平時に行うこと、また有事になったときにどういったことを行うのかということはこの対処計画の中で定めていくこととなりまして、まず今年度やることといたしましては、こちらの緑で囲っております対処計画の策定というものを進めていき、また、この会議で委員の皆様にもご意見をいただきたいというようなことの一つでございます。

今年度行っていくことということで、今対処計画を取り上げさせていただきました。こち

らの対処計画は予防計画の衛生研究所・保健所の体制を具体化するものというところでございますが、こちらの対処計画がどちらかというところ、その保健所・衛生研究所のBCPのような位置づけになるものでございます。一方、有事の際に札幌市全体がどうするのかという部分につきましては、この対処計画の上でございます札幌市新型インフルエンザ等対策行動計画というもののうち、有事の体制について記載をしていくようなものとなります。それぞれ昨年度作りました予防計画で今年度新たに作ります対処計画、そして今ご説明しました行動計画、それぞれ法律ですとか所管省庁が異なるというところがありまして、それぞれ重なる部分がありますが、この3本の計画を作って運用していくというところが札幌市にも求められているようなところでございます。

また、それぞれ重なる部分については、矛盾がないように整合性を図って作っていくというふうを考えているところでございます。

こちらの行動計画と対処計画でございますが、対処計画につきましては策定イメージをこのあとの事項で説明をさせていただきたいと思っております。

行動計画について、この資料ではさらに説明をさせていただきたいと思っております。こちらの札幌市の行動計画でございますが、平成26年8月に最終改定を行ったあと改定をしていないものでございまして、予防計画の中でもございました、この新型コロナウイルス感染症への対応を踏まえた改定というのが必要になってくるというところでございます。

また、さらにこちらの上のほうにもございますが、この政府行動計画という国がこういった新型インフルエンザ等が発生した場合にどうするかというものを定めている計画につきまして、現在検討中という状況になっておりまして、ちょうど、4月の末から5月7日まで、この政府行動計画の改定案について、パブリックコメントがなされたところでございます。この政府行動計画につきましては、昨年9月に設置されました内閣感染症危機管理統括庁というところが進めているものでございまして、そこの中に設置されております推進会議という中で大まかな方向性について議論の結果が示されているようなものでございます。

右側の括弧で囲っておりますが、その推進会議における検討状況について説明いたします。こちらの政府行動計画に係る推進会議における議論につきましては、こちら新型コロナ対応時への課題への対応ということが一つ大きなポイントとして掲げられております。

また、現行の行動計画と比較して、こちら1から4のポイントについて考え方を再度整理するものというふうにしております。

一つ目といたしましては、平時の備えの整備・拡充というところ、既存の計画の中でも記載をしているところでございますが、ここを改めて重要な事項として記載整理することとしております。

二つ目といたしまして、有事シナリオの再整理というところでございます。現行の計画につきましては、実際にそういった新興感染症等が発生していない未発生期から感染期を経て落ち着く小康期というフェーズに分けて、それぞれのフェーズでどういったことを行っていくかというような時系列で実施内容を整理しているところでございますが、このフェ

一ズの部分を３段階、準備期、初動期、対応期というものに見直して整理をしていくということが掲げられております。

また三つ目といたしまして、感染拡大防止と社会経済活動のバランスということで、こちらの行動計画については、いわゆる緊急事態宣言ですとか、あと、いわゆるまん防と呼ばれていた措置で、ここの部分が反映されてくるものとなりますので、この辺りの感染対策の防止と社会経済活動のバランスをとった記載内容にしていくということがポイントの三つ目として掲げられております。

最後に対策項目の拡充ということで、現行６項目で記載されているものを追加もしくは細分化して１３項目にして、それぞれの対策について記載をしていくということが示されているところでございます。

こちらの６項目でございますが、札幌市の行動計画の現行計画のところに、１から６で記載しておりますが、この実施体制から、サーベランス、情報提供、予防・まん延防止、医療、生活・経済の安定確保という６項目を細分化追加して１３項目にしていくというのが国の政府行動計画の動きとなっておりますので、札幌市の行動計画につきましても、同様の考え方で今後整理をしていくということを考えているところでございます。

この行動計画の改定と対処計画の策定が完了いたしましたら、来年度はさらに札幌市全体の業務継続計画の感染症版でございますＢＣＰ、こちらを改定をするということのを完了できれば予防計画から始まる一連の計画が完了するということになっておりますので、次年度については、こちらのＢＣＰの改定を目指して本年度まずは行動計画の改定と対処計画の策定を進めていくというところを考えているところでございます。

最後、３のところに作業スケジュールを記載しております。まず、こちらの行動計画の国の改定案の部分が６月中に閣議決定がされると今のところそういう予定で進んでおりますので、そこから行動計画の改定案の具体の調整等を進めていくというスケジュールで考えているところでございます。

対処計画につきましては、既に国のガイドライン等も発出されておまして、先行している自治体では、京都市ですとか北九州市で既にこの対処計画を策定しているという部分もございますので、このあたりを参照しながら対処計画の策定をまずは進めて、そのあと行動計画案も改定作業を進めていくというようなところでございます。

おおよそ年末から年始にかけて、庁内調整をいたしまして、対処計画については、今年度中の策定公表、行動計画につきましては、パブリックコメントを実施する必要がありますので、こちら何とか年度内にパブリックコメントまでは終えるということで現状スケジュールを考えているところでございます。

こちら国の具体的な中身の部分について資料の５－２というので配布をさせていただいております。ポイントについては、この資料５－１の括弧で囲った部分になりますので、今日の説明では割愛させていただきますが、後ほどお時間があるときに目を通していただければと思っております。この説明事項２の説明については以上となります。

○多米委員長 はい、ありがとうございました。

まずは、対処計画を作成して来年度のBCPに繋げるというスケジュールということでございますが、何かご質問、ご意見等ございましたら。いろいろ企業でもBCPということで、災害時のあとのBCPをどうしようとか、いろいろ今、たくさんの企業で考えられているということなのですけれども、強毒な感染症が流行った場合にどういうふうに事業を継続していくかということをしちんと議論をするためのたたき台を作ることだと思いますが、何かご質問等ございますでしょうか。どうぞ。

○高井委員 一つだけ用語の確認なのですが、今回この対処計画で札幌市保健所・衛生研究所健康危機対処計画となっておりますが、以前にいただいた札幌市感染症予防計画のページの2にある概念図だと、仮称としての名前があって札幌市健康危機対処計画（仮称）というふうになっておりますが、この対象として札幌市というところから、保健所・衛生研究所というふうに変化する形に名称を変えたということに何か意味とかあったりするのかなという簡単な用語の質問です。

○多米委員長 用語が変わっていますが、どうですかということですよ、何か意図があって、あえて変えたのか、何か情報あれば教えてください。

○計画担当係長（川西） こちら対処計画が、元々地域保健法の基本指針というものに基づきまして、保健所と地方衛生研究所が有事の際にどうするかというのを定める手引きの位置付けの計画というのが、本来の意味合いでございましたので、今回の資料5-1の中では、そこを具体的にわかりやすく記載するために保健所と衛生研究所を追加させていただいたという趣旨でございまして、元々想定していたものから中身ですとか対象を変更したという意図ではないものでございます。

○多米委員長 はい。よろしいですか。そのほか何かございますか。

まずは、国の行動計画が出てから、具体的に動くという話だと思うのですよね。それやってもらわなければ動けないということなのではないでしょうか。何か、ございますか、よろしいですか。

（な し）

（３）（仮称）札幌市保健所健康危機対処計画の策定イメージについて

○多米委員長 はい、それでは進めさせていただきます。続きまして、説明事項の三つ目、事務局から説明をお願いいたします。

○計画担当係長（川西） はい。引き続き計画担当係長の川西から説明させていただきます。資料の6をご確認ください。こちら札幌市保健所健康危機対処計画の策定イメージということで、資料のタイトルがついているものになります。

現在、この対処計画の素案の策定作業を進めているところでございますが、こちらの素案の策定にあたって国が示しておりますガイドライン、あとは先行自治体で既に公表している京都市などの計画案、計画を参考として札幌市保健所バージョンで作ったときにこんな

ような形になりますというところを策定イメージという形でこの資料でご説明させていただきたいと思います。

まず、この対処計画の1番、背景・目的でございます。先ほどの資料5-1の中でもご説明をさせていただきました通り、地域保健法が感染症法と併せて、令和4年12月に改正がされておりまして、それに基づく基本指針のほうもさらに改正がされております。

その改正に伴いまして、これまで定められておりませんでした健康危機対処計画というものを保健所、地方衛生研究所が予防計画、あとは今後改定をします行動計画を踏まえた計画として策定するよう、この地域保健法に基づく基本指針の中で示されたというところでございます。

また札幌市におきまして、予防計画で示しております保健所ですとか、衛生研究所の有事体制をより具体化するもの目的ということもございまして、今回この対処計画を策定する運びとしているところでございます。

この対処計画につきましては、丸の二つ目でございます初動体制に係る人員の確保と役割分担を整理するという、また感染拡大に備えてできる限り業務の効率化を図ることが必要となりますので、それに向けた準備ということをこの計画の中で記載していくということとしております。

また最後に感染症予防計画におきまして保健所の人員確保数ですとか、あとは有事の体制というものの方向性を定めておりますが、この実効性を担保するために平時から必要な準備を計画的に進めていくというための具体策を示すことというものがこの計画の目的としているところでございます。

2、主な内容でございます。まず、この計画を策定するにあたっての基本的な考え方について記載しております。まず平時の取り組みといたしまして、丸の一つ目でございます。先ほどからご説明をさせていただいておりますコロナの対応、こちらを念頭に、平時からの体制整備を進めること、またDXを導入する、あとは外部委託、こういったものを活用した業務効率化を推進していくということが、基本的な考え方の一つ目でございます。

二つ目といたしまして、このあとは訓練等の概要の部分もご説明をさせていただきますが、専門人材の確保・育成、また関係機関との連携の強化、あとは訓練、各種研修の充実と参加を促進をしていく。こういったことで、いわゆる有事に対応する人材を確保していくということが基本的な考え方の二つ目でございます。

平時の取り組みの三つ目といたしまして、協定の締結医療機関等の関係機関、あとは札幌市医師会様を始めとした関係団体との継続的な連携、こちらをより強化していくものというふうに考えているところでございます。

そういったことを踏まえて、有事の取り組みといたしまして、流行初期の段階で応援職員だけではなくて、IHEAT等を活用して、より迅速に人員を確保していくということを基本的な考え方としているところでございます。

このような考え方を踏まえまして、平時における準備の実行ということと、あとは、その

右側に感染状況に応じた取り組み、または体制というものを例示させていただいております。平時における準備といたしまして、一つ目組織体制でございます。こちら医務・保健衛生担当局長のもと、統括保健師という、いわゆる保健所長等を補佐する役割として、今年度から人員を配置しているところでございます。この統括保健師を補佐役としまして各部門の連携強化によって体制強化を図るということの記載する組織体制の部分を記載していくこととなります。

二つ目といたしまして、人員の確保育成の部分でございます。こちら感染症予防計画の中で、保健所の人員確保数、流行初期の確保数400名というものを掲げておりますが、こちらを具体化した組織図ですとか体制図、こういったものをこの対処計画の中で記載をしていくような想定をしているところでございます。

また、もう一つ掲げております実践型訓練を通じた人材育成の実施というところについても、この計画の中で盛り込んでいくこととしております。

3番目としまして業務体制でございます。こちら新型コロナのときの体制を踏まえまして、できるだけ具体的な業務フローの案も含めた初動体制図というものをこの対処計画の中で整理していきたいというふうに考えております。

また、実際にコロナの対応のときには多くの業務の委託化等で進めていったところでございますので、今後の有事のときにも使えるような仕様書の案ですとか、マニュアルの策定というのあわせて進めていくこととしております。

また、事業者と各種協定の締結を促進するということでございますので、この協定の締結に係る情報もこの対処計画の中に盛り込んでいくということを考えております。

平時の準備体制としまして四つ目といたしまして、訓練ですとか、役割分担の確認ということで、道の連携協議会等を活用する、もしくは訓練等で関係団体とさらに連携を深めていく、こういったことを記載していくこととしております。

またICTの活用というものが、先ほどのDXの導入という部分と重なる部分でございますが、今回この対処計画の中で重要な事項となっておりますので、このICTの活用等についても計画の中で触れているということを考えているところでございます。

最後の右側の感染状況に応じた取り組み体制でございます。対処計画の中では、フェーズを4段階に分けて記載をするようなことがガイドラインの中で示されておまして、その段階に沿って、それぞれの項目を記載していくようなことを考えているところでございます。

まず、海外や国内で新たな感染症が発生して札幌市としては、まだ未発生期の状況でございますが、そのようなときには、実際に海外で発生した時点で相談対応窓口等を設置していくような動きがあるかと思いますので、そういったことを設置するような記載をしていく予定としております。

また、初動体制図に基づいて、それぞれの担当班が準備をしていくというようなのがこの海外、国内での発生でのフェーズというふうに考えております。

続いて、流行の初期、主には市内で1例目が出たようなタイミングを想定しておりますが、こちらについて発生した段階で感染症対策本部の体制を立ち上げまして、その中で基本的な方針の決定をして、全市体制で進めていくようなことを考えているところでございます。

その後、市内の感染期に入りましたら、最初はなるべく人海戦術の部分も含めながら対応していくところでございますが、順次、外部委託ですとか、あとICTを活用した簡略化、こういったものをしながら体制の拡充ですとか、変更を進めていくフェーズになります。このようなことを実際の流行期には進めていきまして、最後、感染状況が収まった時期に相談機能等、必要な業務を残して体制を縮小していく、このような感染状況に応じた取り組み体制というものを想定して素案を作成しているところでございます。

現状の策定イメージにつきましては、以上となりまして、追加で衛生研究所の対処計画に関する資料をこの度、補足資料として配付をさせていただいております。今後、保健所、もしくは衛生研究所それぞれ素案として皆様にお示しできる段階になりましたら、またこの会議の中でより具体的にご説明させていただきたいと思っておりますので、その際にはまたご意見等いただければと思っております。現状の策定イメージの説明につきましては、以上でございます。

○多米委員長 はい、ありがとうございます。対処計画の策定イメージのご説明でございましたけれども、何かご質問等はございますでしょうか。

平時のときに西條局長がトップになってやられるということですよ。それで、ここの統括保健師が補佐ということになっていきますけれども、具体的には何人ぐらいの計画でいらっしゃるのですか。

○調整担当部長（斉藤） 調整担当部長の斉藤と申します。この度、保健所長、局長を補佐する役割の統括保健師として配置をさせていただいているところになります。

保健所には、統括保健師としては1名なのですが、ウェルネス推進部という元々保健師統括を行っているところにも課長職がおりまして、そこと連携をしながら有事の際の保健師体制を整えていくというようなところと、そのほかの保健所内の部分については関係機関等と連携をしながら進めていくということを想定しております。

○多米委員長 具体的には何人という想定されるのですか。

○調整担当部長（斉藤） 一旦、具体的な想定は、これから検討しながらということになるかと思います。

○多米委員長 あとは、有事のときも西條局長がトップという札幌市のほうは認識でよろしいですか。はい。わかりました。何かそのほかございますか。

あとは訓練ということですが、これは市が主催でやるのですか、それとも国がやる、道がやる、みんなやる、どうなのでしょう。

○計画担当係長（川西） 予防計画の中で、目標値として定めているものにつきましては、札幌市が実施する訓練ということで想定しておりますので、そちらをやる想定をしております。

ます。同じ訓練を3回というよりは、種類の違うものを訓練として実施するような想定をしているところで、このあと、また具体的にご説明させていただきたいと思っております。

○多米委員長 そのほか何かご質問がございましたら、何かございますか。よろしいですか。

(な し)

(4) 新たな感染症危機に備えた令和6年度推進事業について

○多米委員長 それでは、はい、進めさせていただきます。それでは、説明事項の4、最後でございます。事務局から説明をお願いいたします。

○推進担当係長(飯田) 説明事項4につきましては推進担当係長の飯田より説明させていただきます。

資料7、新たな感染症危機に備えた令和6年度推進事業についてご覧ください。

まず、1の協定締結関連になりますが、表にまとめておりますが、医療提供体制、検査体制、宿泊療養施設、移送体制といった分野において、協定締結という形で体制確保を進めてまいりたいと考えております。この中の医療提供体制につきましては、北海道が目標値を持ち、北海道が各医療機関等と協定締結を進めていくものになりますが、札幌市内の医療機関等への確認作業などについては、必要な協力を札幌市のほうでも進めてまいります。

検査、宿泊療養施設、この点の部分につきましては、昨年度策定しました予防計画の中で札幌市として目標値を定めておりますので、これに向けて北海道と連携しながら、民間企業との協定締結を進めてまいります。

移送体制につきましては、予防計画の中では、特に目標値として定めているものはございませんが、感染症危機発生時に感染者等の移送が円滑に進むことが何よりも重要ですので、札幌市消防局のほか、民間移送事業者との協定締結というところも視野に入れて進めていく考えでございます。

次に2の研修、訓練については、今話題になりました部分ですけれども、予防計画の中では、数値目標として平時に年3回というところでございます。

内容については、現時点の想定というところで以下三つ記載しておりますけれども、職員だけでなく、協定締結事業者にも参加いただける実践的な移送訓練などを含めて、今後、具体的な内容を整理して実施してまいりたいと考えておりますので、なるべく多くの方が参加できるものや、本部の体制というところも対処計画の流れを意識しながら組み込んで行く予定でございます。

次に3、医薬品や医療資材の備蓄についてですが、新興感染症発生時の流行初期に関しましては、感染者やその疑い例への検査、あとは疫学調査といった部分で必要な対応は全て最初は保健所職員が担うところでございます。その際に従事者が予防服薬をするための抗インフルエンザ薬や、着用する个人防护具、これらについては、これまでも備蓄を進めてまいりましたが、今後においても新型コロナ対応時の課題を踏まえながらしっかり進めてまい

りたいと考えておりまして、これに限らず検査キットなどというものもございますので、そういったところにまで視野を広げて進めていけるよう考えております。

最後、右側４、医療機関等が行う感染症版ＢＣＰ策定促進事業というものを記載しております。

ＢＣＰという言葉が先ほども出てまいりましたが、業務継続計画と言われておりますが、これまでは主に地震災害発生時を想定した、例えば電源を確保するといったような医療機関が診療を継続するための備えが進めてられていると思います。

今回、新型コロナウイルス感染症の流行の経験を踏まえて、新興感染症の流行時には、既存の診療に加えて、感染症患者を受け入れる体制が医療機関には必要となってくるほか、入院患者、または職員、この方々に対する感染の危険性もあり、またはクラスターが発生する場合もあると、様々な経験を通じて長期間にわたって対策を講じなければならないのが感染症だということを認識しました。そういうところで札幌市としましては、これを感染症版のＢＣＰというのを新たに策定していく医療機関を増やしていくための取り組みを推進していきたいと考え、新たな事業として構築することを検討しております。

今年度は初年度となりますので、必要性を認識していただくためのセミナー開催や専門家によるアドバイスを実施するなど、モデル的にいくつかの医療機関に感染症版ＢＣＰというものを策定いただく方向で事業を検討しているところでございますが、今後、事業を通じて将来的には、数多くの医療機関において医療機関自身で感染症版のＢＣＰというのを備えていただけるように、ひな形の作成、こういったところでもできるような事業の推進を目指してまいりたいと考えております。

資料７の説明については、以上となります。

○多米委員長 はい、ありがとうございました。

ただいまの令和６年度推進事業の説明につきまして、何かございますでしょうか。予防計画の推進と宿泊の施設ですけど、初期３６０室、初期以降９８０と書いていますけども、札幌市の意向としては、この宿泊施設はここに特化して、それだけにするのか、それともいろんなホテルに１人２０部屋ずつ依頼するのか、そこら辺のイメージを具体的に持っていますか。

○推進担当係長（飯田） 今後の検討事項にはなりますけれども、新型コロナの対応時を振り返ると特化したホテル運営のほうのほかには宿泊されている方や、組織体制としても十分対応しやすいかなというのはございますので、コロナの対応時の借り上げ運営というような、そういったものを視野に入れて推進していきたいと考えています。

○多米委員長 あと救急車がすごく、コロナのときも少なくなって３時間待ち、４時間待ちということもありましたし、また昨年熱中症がすごく流行った時期の０隊と言って、救急車も全部出払っているという状況が、何日かあったのです。それで、今年度発寒のほうでしたか、救急隊を一つ増やして、札幌市も頑張っているのですけれども、具体的にこの民間輸送事業者ということで、移送体制のところでは書いていますけれども、具体的には今

のホテルと同じ話ですけど、1社限定にするのか、それとも各社3台ぐらいずつでやってもらうのかというイメージ持っていますでしょうか。

○推進担当係長（飯田） そちらに関しては、札幌市内やはり1社ですと、エリアを限定して運行しているタクシー会社も多くございますので、札幌市で広く運行できるような体制を構成するということを最終的に目指しているところではございます。

○多米委員長 いくつかもう声をかけていらっしゃるでしょうか。

○推進担当係長（飯田） 声掛けをしてご意見をいただくというところを今進めているところです。

○多米委員長 はい。分かりました。何かございますか。どうぞ。

○丹羽委員 いろいろ、こういうふうに進め事業計画、一般市民に浸透させるための手法といたしまして、いろいろなさっていますけど、何か特別に考えていらっしゃるものがありますか。たまたま町内会に絡んでいるものですから、それを分かりやすく、いろいろ私も個人的にはやっていきたいなと思うのですけれど、何かありましたら、お知らせ願います。

○推進担当係長（飯田） こちらの訓練や研修というところで一般市民の方が直接的に参加するところではないのですけれども、予防計画の中では平時から感染症というのはどのように予防するかというものであること、または差別とか、そういったものが起きないように、これまでのコロナの経験を踏まえて、それは忘れていけないようにというか、そういったような取り組みは、例えば大学との連携とか、そういったところを通じて進めていくというようなことは一つずつやっております。

○丹羽委員 ありがとうございます。

○多米委員長 そのほか、BCPという言葉出ていましたけど、いろんな今、民間企業ではいろんなアイディアが出てやっておられるのですけれども、何か、そういうアイディアとかございましたら委員の方から教えていただいて、高井委員何かございますか。

○高井委員 ちょっと最新のアイディアは、今ありません。

○多米委員長 はい。感染症BCPで私コロナのときに思ったのですけれども、当然内科小児科というのは感染症の発熱外来をやりましたけども、あとは結構困っていたのが産科ですとか、それから透析ですとか、あと怪我をした場合に、この陽性者がいたときにどういうふうなスタッフでどういうルートでということは結構お話を聞きましたので、発熱外来、実際やるところだけではなくて、感染者が当然増えれば、妊婦がかかっているという場合も想定されますし、透析の患者がかかるといことも想定されますし、いろんなことが想定されますので、予算には限りがあるのでしょうかけれども、より具体的で動きやすいBCPを作っていただければいいかなと個人的には思っております。

そのほか何かございますでしょうか。いろいろ盛りだくさんで、なかなか整理つかない場合もあったと思うのですけど。また何かありましたら、事務局等に具体的に質問していただければいいかなと思っております。全体を通してしまえば、本日の会議は全て終了いたしましたので、皆様のご協力ありがとうございました。

それでは閉会にあたりまして、事務局から連絡事項ありましたらお願いいたします。

4. 閉 会

○感染症計画担当係長（畠山） はい。多米委員長ありがとうございました。委員の皆様、お疲れ様でございました。

次回の会議でございますが、8月以降に対面での開催を予定しておりますので、改めてご連絡を差し上げたいと思います。

では、以上をもちまして、令和6年度第1回札幌市新型インフルエンザ等対策有識者会議を終了いたします。

委員の皆様方におかれましては、お忙しい中ご出席いただきまして誠にありがとうございました。